

高井街づくり推進課長補佐

審議会を始めさせていただきます。

委員の方々には、ご多用のところご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、街づくり推進課課長補佐の高井と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、お手元に配付させていただきました次第の順に進めさせていただきます。

なお、マイクの使い方ですが、自分に向けてボタンを押して発言してください。発言が終わりましたら、またボタンを押すとランプが消えますので、お願いします。

では最初に、当審議会の所管部長であります池上開発建築部長より、挨拶を申し上げます。

池上開発建築部長

開発建築部長の池上でございます。本日は、大変お忙しいところ審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、さらにお礼を述べさせていただきたいと思っておりますが、先回の審議会におきまして、「景観ガイドライン」についてご審議を賜りました。若干の修正部分がありましたので、小磯会長とご相談させていただいて修正したものを、7月3日に公表させていただきました。併せて、建築基準法の中で容積率の割り増し制度というものがございますが、これは、背景的には平成14年の景気浮揚の関連で、容積率の割り増しが自動的になるような形になっておりましたけれども、これは新潟市のこれからのまちづくりを見据えていくとふさわしくないということで、併せて、その部分の撤廃を導入いたしました。これは、8月21日から施行される予定になっております。それらも同時に発表させていただいたわけでございます。批判的な意見も若干ございましたけれども、私どもの受け取り方としては、概ね好感を持って受け入れていただいたと考えております。これを契機に、さらに景観について市民の皆さま方から議論を深めていただき、或いは広がって、美しいまち新潟に繋がればと思っております。

さて、今日の議事でございますが、「景観計画の策定」ということでございます。これまで景観計画の関係では、2回程ご意見を伺ってきたところでございますが、今日からは正式に諮問という形で、この「景観計画の策定」についてお諮りさせていただきたいということでございます。私どもの今の予定ですと、新しい景観法に基づいてこの景観計画と、今持っております、市の景観に関する条例がございますので、それらのものを新たに作ることもなるとは思いますが、それらをセットにしたものを、平成19年度の早い時期にスタートさせてまいりたいと考えています。そういう意味では、審議会の皆様方には、これからタイトなスケジュールの中で、調査或いはご審議いただくわけでございますが、是非ともよろしくお願いいたします。以上、簡単でございますが、あいさついたします。どう

ぞよろしくお願いいたします。

高井街づくり推進課長補佐

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行を小磯会長にお願いいたします。よろしくお願います。

小磯会長

それでは、皆様のご協力をいただきまして、会を進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

本日の会議は、西村委員、池田委員、渡辺（春彦）委員、鎌田委員の四名が欠席ですけれども、20名中16名の委員からご出席いただひています。新潟市都市景観審議会規則第5条第2項の規定により、会議が成立してありますので、議事を進行させていただきます。

まず、新潟市都市景観審議会運営規程第4条の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただきます。

議事録署名委員には、星山委員と加藤委員の両名にお願ひします。よろしくお願ひします。

それでは、本日の議題「景観計画の策定について」、事務局より説明をお願ひします。

池田街づくり推進課長

改めまして、街づくり推進課長の池田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

今回は、今ほど部長からもございましたが、本市の景観行政の基盤となります、景観計画の内容についてご審議いただきたく思ひております。景観計画は、今回ご意見をいただき、今後パブリックコメント等を経た上で、次回以降の審議会で最終的な答申までいただければと考えております。

それでは初めに、「景観計画策定」の背景について、先々回までの審議会のご説明の繰り返しになりますが、簡単に振り返らせていただきたく思ひます。そもそも、景観法が制定されました背景でございますが、都市景観行政につきましては、平成4年ごろから各地方公共団体の取組が広がりまして、2003年度末でおよそ470以上の市町村でそれぞれ自主的な景観条例、要綱が定められてきております。新潟市におきまして、早い段階から景観施策を重視いたしまして、平成4年4月1日に景観条例を施行した上で、それに基づく景観形成基本計画を策定してあります。それが近年になりまして、市民の景観についての意識の高まりにつれ、全国各地でマンション建設等における景観論争が多発するようになりまして、法的な根拠を持たない自主条例での景観施策を進めることの限界が、多く指摘されるようになってまいりました。

そこで、国といたしましても、「美しい国づくり政策大綱」というものを示しまして、良好な景観を形成することを国政の方向性として定め、これまでの地方公共団体の取組に法的な

位置付けを与えて、法律的な効果を有する仕組みを創設するために、景観法を施行したということでございます。景観法では、法定計画としての景観計画の策定を義務づけておりますが、この景観計画は、地方公共団体のこれまでのそれぞれの特色ある取組を阻害することなく、足りない部分を補強するよう工夫されており、基本的には、現在、地方公共団体で運用されております景観条例の内容を、そのまま景観法に基づく景観計画へと移行させることが可能とされております。従いまして、本市の場合におきましても、基本的には現条例及びそれに基づきます景観形成基本計画に、市町村合併後の区域等も含めました上で、景観法の規定に整合を図り、補強する部分は補強し、移行するというところでございます。

それでは、本日の審議会の主題でございます景観計画について、ご説明申し上げます。これから少し説明が長くなりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

はじめに、現在の条例から移行する、景観法に基づく景観計画の体系の関係について、ご説明申し上げます。資料1をご覧くださいと思います。スクリーンにも資料の概要を映しておりますので、ご参照いただきながら、説明をお聞きいただければと思います。「都市景観形成施策の体系」とございますが、左側に黄色く囲ってある部分が、現在の新潟市都市景観条例ということでございます。この中には、市長、市民、事業者それぞれの責務、都市景観形成基本計画という部分で、基本理念、目標・計画等を定めてきておりまして、これを景観法に基づく新たな景観計画、新たな条例という、右側の囲いの部分に移行してまいるということでございます。例えば、現在の条例の市長の責務、市民の責務、事業者の責務という景観施策にかかわる責務につきましては、条例の中に謳い込むという形になりますし、その下の、景観形成基本計画にございます理念、目標、計画等も新たな景観計画の中に、景観形成に関する方針ですとか、行為の制限に関する事項ですとか、様々な指定の方針に移行するというところでございます。

新条例にまいりますと、これまで法的な裏付けが無かったということでもございましたので、例えば中ほどにございますけれども、勧告・変更命令・公表・罰則といった景観を強く押し進める補強部分が、ここで出てくるということでございます。

それでは、「景観計画の策定について」ということで、資料2に基づきまして、順次ご説明させていただきます。1ページ目でございます。資料1の体系と照らし合わせながら、ご覧いただければと思います。景観計画には景観計画の区域を定めます。景観計画を当てはめる区域というものを、ここで明記しております。今回の景観計画につきましては、合併後のすべての市域、新潟市全域を指定するという事としておりまして、その内、特に地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を、特別区域として設定するということを考えております。全域ということですので、特別区域以外の部分は、一般区域と呼ぶこととしてお

ります。

特別区域につきましては、第一段階として、ここにございます二つの地区を設定してまいりたいと考えております。二葉町1丁目1区地区でございますが、これは現在の条例の中で、こういった地区指定を受けているところでございます。それに加えて、の信濃川本川大橋下流沿岸地区、先回、ガイドラインでお示しし、ご議論いただきました信濃川沿いの区域でございますが、新潟にとっては、宝となる大事な信濃川の広がりのある景観の部分でございますので、こちらを特別な区域ということで、設定したいと考えております。2ページ目にその区域の具体的なエリアがございます。上が二葉町、下が信濃川沿岸の区域でございます。

3ページ目が、景観形成に関する方針でございます。これが今までの条例の中にありました基本理念、目標、計画といったものを束ねまして、ここで示しております。まず基本姿勢ということで、ここに三つを挙げておりますが、基本的な大原則ということで、私たち新潟市の景観は「まもり、そだて、つくりだす」という三つの視点で、これを貫きながら景観施策を進めてまいりたいということでございます。その上で、市民・事業者・市がそれぞれの責務を認識し、役割を果たし、協力して景観づくりを進めていくというところでございます。それらの施策につきましては、特に景観でございますので、長い年月が掛かるものでございます。これらは長期的に、さらに総合的に取り組んでまいりたいということで、「まもり、そだて、つくりだす」、「市民・事業者・市が協力して進める」、「長期的、総合的に取り組む」という三つを、景観形成にあたっての基本姿勢と定めたところでございます。

4ページでございます。こちらには基本目標を掲げておりまして、目標として四つ挙げております。1番目が自然、2番目が歴史、3番目が個性のある景観、地域の個性を活かした景観ということでございます。4番目が、我々が政令市の姿として目指しております田園型政令市にふさわしい景観を目指すということで、新潟市の豊かな水の環境、里山の環境といったところの自然環境を大切にする、港まちですとか、各地域の歴史、文化、そこに長く醸し出されてきております歴史を感じる、地域それぞれの独特の要素を大切にする、田園型政令市を目指していくという四つを基本の目標として掲げております。

6ページでございます。こちらは基本方針を謳っております。基本方針は六つ挙げております。周囲との調和を図ってまいりましょう、眺望、眺め渡せる景観を確保していきましよう、地形が感じられる、なだらかな丘陵ですとか、砂丘、自然堤防などの地形を活かした環境づくりをしていこうと、「時間的変化を考慮する」という、新潟の風土、ここで生まれた建築の材料、いわゆる「地産地消」という言葉がございますが、ここで生まれたものをここで育てていくといった景観づくりをしていきましよう、緑を積極的に、既存の緑を大切にす

ることはもちろんですが、新しい緑も増やしていきましょうということです。6番目が「景観の阻害要因に配慮する」、具体的には電線類の地中化などで電柱などを整理していくとか、建物の外に出ておりますエアコンの室外機などの諸々の設備を、目立たないような配慮を進めていきましょうということで、周囲との調和、眺望、地形、時間的变化、緑、景観阻害要因には配慮するという六つを、方針として挙げたところでございます。

次は7ページ目でございますが、特別区域、二葉町と信濃川沿いの2地区についての基本方針でございます。二葉町でございますが、こちらでは二葉町地区の松林など砂丘地の地形、そういった自然環境を大切にしていまいりましょうと、会津八一記念館などがございませぬ文化を感じる施設、古い建物、風格のある建物が多くございますので、こういったものを守ってまいりましょうということでございます。都心に非常に近い、閑静な住みよい住宅づくり、こういった視点でこの地区の景観の基本方針として考えていまいりましょうということでございます。

次の信濃川沿いにつきましては、先回のガイドラインの時にお話したとおりでございますが、「周辺からの突出感を無くし、スカイラインを揃えるため、建物の高さを制限する」ということを謳ったところでございます。さらには、高さだけ揃えれば良いのか、みんな壁のようになって良いのかということも、先回ご意見をいただいたところでございます。やはりそれでは大事な信濃川の空間が守られないだろうと考えますので、それが壁状にならないように工夫しようということで、制限なり誘導なりを考えていまいりましょうということを謳ったところでございます。

8ページでございますが、ここからは一般区域における具体的な行為の制限になるわけですが、これまでも大規模な建築行為等で届出を義務付けているところでございますが、それを基本に、ここにごございますように、対象行為としては高さが15mを超える、延べ面積が1,000㎡を超える、法面の高さが6mを超えるといったものについては、やはり景観への影響が十分心配されますので、これまで同様、届出をしてくださいということでございます。その制限の基準でございますが、具体的にどういった内容にするのかということにつきましては、先回のガイドラインを基本に考えております。

次に9ページですが、一方、特別区域における行為の制限ですけれども、基本的には一般区域の届出対象ですとか、行為の制限に基づく形になりますけれども、特に信濃川沿いについては、建物の高さ、川に面した建物の幅、間口といったところ、隣と壁のようにくっつかないようという制限を設けたいと打ち出したところでございます。

次に10ページですが、景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針でございます。景観に非常に価値のある新潟市のまちづくり、景観づくりとして重要な建物、或いは重要な樹木と

いったものを指定して、しっかりと守ってまいりたいという考えでございます。重要建造物につきましては、外観が非常に特徴的で、公共の場所から容易に眺めることができ、周辺と非常に良い雰囲気醸し出しており、さらに市民に親しまれているといったものについて、発掘してまいりまして、積極的に指定していきたいというところでございます。樹木につきましても同様でございます。5の「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」でございますが、景観の阻害要因ということで広告物が問題となるケースが多く見られますので、こういったことについて、今後は新潟市屋外広告物条例に、しっかりと景観計画に基づく色々な定めを、この条例の中で盛り込んでいって、景観に配慮した広告物の設置を進めてまいりたいというところでございます。

6番目、「景観重要公共施設の整備に関する事項」ですが、景観的に優れた道路ですとか、河川、公園といった公共施設についても景観重要公共施設という位置付けを行いまして、その整備ですとか、占用許可、道路の景観を阻害するような占用は許可しないという基準を定めていきたいと考えております。

以上が資料2の「景観計画の策定について」でございます。

かなり説明が長くなって恐縮ですが、引き続き資料3【屋外広告物の現状と規制の方向性について】の説明をさせていただきたいと思っております。今ほどの説明の中の新潟市屋外広告物条例に定めていこうと考えております。様々な屋外広告物の規格、基準をここで明記しているものがございます。屋外広告物の高さですとか幅、表示面積、最高の高さなど細かい設置の基準などをここで具体的に示しております。2ページ目以降に、順次それぞれの細かい基準を記載させていただいておりますが、2ページ目には屋上広告の考え方、3ページ目は壁面の広告、4番目は野立広告の誘導の方向性、以下5ページはその2ということで繋げておりまして、6ページ目には広告物の盤面自体についても規定を考えております。色彩ですとか、色の使用面積にまで謳い込みたいと考えております。7ページ目には、最近増えております電光広告でございます。ネオンサイン以外にも、液晶のオーロラビジョンのような形の広告も多く見られるようになってきていますので、こちらもしっかりと見据えてまいりたいというところでございます。

以上、走りばしりの説明でございましたが、私からの説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

小磯会長

ありがとうございました。それでは、景観計画の策定につきましてご質問、ご意見を伺いたいと思っております。資料を見ても長いので、大きな項目ごとに質問、ご意見をお聞きするようにしたいと思います。第6までありますが、まず大きな項目1で、「景観計画区域」とあ

ります。これについてご意見、ご質問をお聞きし、終わりましたら2番目と進めたいと思います。よろしいでしょうか。

では、ご質問、ご意見をお願いしたいのですけれども、議事録作成の関係から、ご発言の際には、お名前をおっしゃってからお願いしたいと思います。では、1番目の「景観計画区域」についてご質問、ご意見があったらお願いします。

渡邊（美）委員

渡辺です。これまでは旧新潟市域だったと思うのですけれども、今回の景観計画区域は全域と考えて良いですね。その中で、まだ現況調査をされていないのでしょうか。最初の頃に、旧新潟市域の現況調査を見せていただいたのですけれども、その他の市域についてはそれらの調査は行われているのでしょうか。

事務局

旧市域につきましては、委託によりまして相当詳細な調査を行いました。今回、市域を全域に広げるということにあたりまして、市独自で13市町村につきましては、委託の時ほど具体的ではないのですが、景観の状況というのは一応全部写真に収めまして、只今、完全な整理というのが終わっていないのですけれども、調査をいたしまして、特色というものについては、大体のポイントを押さえたつもりであります。その中で、景観計画区域を全域とする、ただ、旧新潟市につきましては、やはり景観阻害的な要因が多いということ、合併市町村につきましては、新潟市よりも景観的に阻害されている要因というのは非常に少ないということ、共通する屋外広告物については、同じような傾向が見られるという状況は把握しております。

小磯会長

他にございましたらお願いします。

大熊委員

特別区域のところなのですけれども、の信濃川本川大橋下流沿岸地区で、2ページの図を見ると、ピンクのところは分かるのですけれども、緑の部分と青い港湾関係地区も含んでいると考えてよろしいのでしょうか。前のページのところで、河川区域から100mの範囲というところが、読んだ時に理解しにくいものですから、そこをもう少し分かりやすい表現にしていただけたらと思います。その2点をよろしくお願いします。

事務局

まず、ピンクと緑・青色の区域の関係でございますが、緑の区域は風致地区でございます。青の区域は港湾区域になっておりまして、既に我々がこれから考えようとしている景観よりも厳しい制限がかかっている区域でございます。とはいえ、あり得ないことかどうか分かり

ませんが、区域変更ということも将来的にゼロではないと、その時に例えば、風致地区というのは、あまり変更はないと思いますが、港湾は今後少し土地の使い方を変えることもあり得ないことではございませんので、今、一応の線の目安を示しておくことで、フリーではないという意味での線を示しております。言い方がグレーな言い方なのですけれども、基本的には、ピンクの所が今回の景観計画では該当するという考え方で進めてまいりたいと思っております。

100mということなのですが、萬代橋に立って河川の広がり考えた時に、萬代橋を起点に考えたということがございまして、萬代橋のたもとまでの距離を起点に、川沿いの広がりというものを考えたところでございます。道路の地形地物で制限する方法もあろうかと思っておりますが、まずは川の広がりということで100mを設定したというところでございます。

大熊委員

途中に建物があるかもしれないわけですね。建物のど真ん中を切ることもあるという、100mという表現だとそのように感じてしまうのですけれども。

事務局

例えば土地によっては、一区画の中で建てられない所と後ろは建てられるという所が出てくることは想定しております。

大熊委員

分かりました。この数値は大分苦労したところではないかと思えます。

小磯会長

他にございますか。

上田委員

上田でございます。範囲の100mの設定なのですが、「(やすらぎ堤)から」というのですけれども、やすらぎ堤としても堤内側の法尻と堤防の天端とか、色々と基準点が場所によって違ってくると思うのですけれども、その辺をもう少し、例えば堤防堤内地側の法尻からとするとかというように、もう少し明確にしておいた方が良いのではないかと思います。

小磯会長

只今のご質問に関して、事務局でございますか。

事務局

おっしゃるとおりだと思います。「河川区域(やすらぎ堤)」というのが非常に分かりづらいと思いますので、それはしっかりと分かる表現を工夫してまいりたいと思います。

小磯会長

今の区域は一つのご意見として聞いていただいて、あとは修正の時によろしくご検討をお

願います。

高橋委員

前回との関わりでご質問いたします。前回、広告の色ということでお話が出ていましたけれども、私たち大人の感覚でものを見ていますが、子どもの立場は違うのではないかと思います。例えば私たちが造形教育などに携わっておりますと、幼児期というのは赤など原色に近いものを好む傾向があるので、時代を担う子どもたちのために、あまりにも大人の感覚からばかりで色彩を追求しないで、やはり子どもの感覚を育てるということで、どのようなものかと考えております。

もう1点は、例えば業者あたりは、会社の勢いや迫力というものを非常に重要視するわけですが、色を中間色に薄めてしまうような広告にすると、拒否反応を示される恐れもあるのではないかと思います。私たちは北海道などに旅行しますと、国鉄の「鉄」という字の「失」という字がなくなっているのは不思議だと疑問を感じたのですけれども、それはやはり縁起を担ぐのかもしれませんが、「鉄」の字のつくりの中で「失」という、あえてそれをおまじないの的にとらえて、「鉄」の「失」を「矢」に直して、それくらいまでになっているJRの経営などもありますので、その辺をもう少し考慮する必要があるのではないかと感じましたので、質問或いはご意見になるか分かりませんが、申し述べさせていただきました。

小磯会長

今のは、恐らく屋外広告の色彩の問題ですが、今、項目ごとに区域から始めていますので、景観計画区域について他にご意見はありませんか。

小島委員

小島です。特別区域ですけれども、将来的になるかもしれませんけれども、他の区域というのは考えていらっしゃるのでしょうか。海岸線もございしますが、このラインも恐らく他の規制が掛かっているように思うのですが、例えばここも、多少港湾と一緒にある程度掛かっているところは、色を着けておいていただいた方が分かりやすいという気もするのですが、これだと何も無いような感じがいたしまして、恐らく海岸線ラインもこれから先、かなりしっかり守っていかなければいけないラインだと思っているのですけれども、その辺のお考えを、将来的なものも鑑みて教えてください。

事務局

もちろん、この区域でゴールだということは全く考えておりませんで、まずは第一段階、まずは急ぐというところで、小島委員がおっしゃるように、海岸も新潟市にとって大事な空間ですから、今後、二段階、三段階という形で推し進める時に、色々な部分で加えていきたいと思っております。まず、信濃川沿いということと、これまでの我々の議論或いは市民の

皆さんとの議論の中で、萬代橋を中心としたクロスというものが非常に重要ではないかという意見を多くいただいています、つまり、今回は信濃川ですけれども、萬代橋のクロスの部分、駅から砦谷小路へ繋がる部分、こういった地区の所も今後大事な新潟の大きな骨となる所だと考えていますので、そういったところも今後議論を重ねて付け加えていきたいと考えております。

小磯会長

他にございますか。

無ければ、2の「良好な景観の形成に関する方針」の項目について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

大熊委員

大熊です。基本的にここに書かれてあることで十分なのですが、「伝える」という言葉も欲しいかなという感じが少ししております、「つくりだす」というのがいくつもあるのですが、「まもり、そだてる」、「そだてる」、「つくりだす」、「つくりだす」と、それをどう子孫に伝えていくのかという「伝える」という概念も必要なのではないかと思ったりしているので、あえて入れなくても良いのかとも思ったり、色々と考えてはいるのですが、もし「伝える」という言葉で、うまくそちらでお考えいただけるようであれば、少し工夫していただけたらと思いました。

小磯会長

これはご意見として、最終的にまとめる時に、確かに子どもたちに伝えていくという、他の面でもそういった表現があるものもあるので、もう一回考えていただきたいと思います。

事務局

大熊委員に、今のご意見で逆にお聞きしたいのですが、PRのような意味合いも「伝える」という中にお持ちですか、世界へ伝えるという、そういうことはないのでしょうか。

大熊委員

もちろん世界に伝えていくということも非常に重要だと思いますし、やはり子孫に伝えていくということでしょうか。

小磯会長

他にございましたらお願いします。

高松委員

高松でございます。6ページなのですが、修正版も出ておりますが、基本方針の「周囲との調和を図る」というところの内容で、「良好な景観のためには、周囲が調和した」というところの言い回しが少し引っかかりまして、じっくり読みますと良いのかと思うのですが、

その前に、タイトルのところでは「周囲との調和を図る」というところと、この文面ですと「周囲が調和した」という取り方、ニュアンスの違いなのでしょうか、良いような気もするのですが、何か引っかけの気もするのですが、何か良い表し方があれば良いと思います。

小磯会長

キャプションの部分と本文の部分の表現のあいまいさのご意見が出ました。これは書き留めておいていただきたいと思います。

他にございますか。

山崎委員

山崎です。4ページと5ページなのですが、4ページの「基本目標」というのがあって、
が自然で、
が歴史、
が個性ある景観、そこまでは良いのですが、
の文言はむしろ基本目標の中に謳っていた方が良いような気がするのです。ですから、自然と歴史と個性と、
4番目に何か欲しければ、また新しい言葉で埋めていった方が私は良いと思います。「田園型政令市にふさわしい景観」というのはまさに大目標でありまして、こういう低い位置に置くような文言ではないように思いますが、如何でしょうか。

小磯会長

は基本目標に持っていった方が良いのではないかというご意見です。賛成という声も聞こえましたが、ここも重要に受け止めておいていただきたいと思います。

事務局

今のは、「基本姿勢」に上げたらどうかということですね。

小磯会長

田園型というところをもう少し重要に、「基本目標」に。

事務局

今の部分は「基本目標」の四つなものですから。

小磯会長

「基本目標」の中の
ですよね。

事務局

一番上という意味ですか。

小磯会長

大きな項目にした方が良いということでしょうか。

今のご意見は
ではなくて、良好な景観形成に関する方針のところ、(1)の基本姿勢とありますけれども、根本的な理念のところ謳って欲しいという意味だと思います。事務局にはそのようなことで、意見として聞いておいていただいて、文章を作る時に参考にして欲

しいと思います。

高松委員

高松でございます。ご提案なのですけれども、4番目に「誇れる」というのは如何でしょうか。田園型が大きな項目に移行しますので、4番目に「誇れる景観を」というのは如何でしょうか。

小磯会長

ゴシック体の文字の中ということですね。

高松委員

「田園型政令市にふさわしい景観」が移りますので、ここに何かということであれば、如何かなと思いました。

小磯会長

今すぐに文章にとっても大変だと思うので、これもご意見として伺っておいてください。

富田委員

関連の4番なのですけれども、「田園型政令都市にふさわしい」という景観はどういう景観を意味しているのか、その辺をまずお聞きしたいのですけれども、下に写真が3枚ありますけれども、右の風景は田園というのは分かるのですけれども、榎谷小路や萬代橋の辺りが田園型かといわれると、少し違うのではないかという気がするのです、その辺の定義といいますが、田園型景観というものはどういうものなのか、その辺をお聞きしたいと思っています。

小磯会長

これは色々と考えがあると思いますけれども、事務局でこれを挙げた時のお考えがもしあったら、説明にかえていただきたいと思います。

事務局

そもそも田園型政令市というのは、合併マニフェストの中で政令市のあるべき姿ということを示した一つのタイプなわけですけれども、街の中が非常に快適で質が高くて、まとまりのある、賑わいのあるまちをしっかりと緑の田園が支え、囲んでいるというイメージがあるのかと思っておりまして、田園の景観というよりは、新潟の都市全体のイメージなのだろうと思います。ただ、各委員のご意見をいただく中で、田園型の景観というのはなんだというのは、少し分かりづらい部分も確かにあると思いますので、高松委員のおっしゃった「誇り」とかというのも一つのキーワードになるとと思いますから、少し言いたいことを整理して、次回お示ししたいと思います。

小磯会長

他にございませんか。

渡邊（美）委員

先ほどの山崎委員と被るかもしれないのですけれども、4ページ、5ページの基本目標なのですが、自然と歴史と個性と入っていますけれども、その前に大目標として、新潟市はこんな景観を目指しますという大目標があった方が一般市民にも分かりやすいと思いますし、自然、歴史、個性という、それはどこのまちでももちろん大事なことで、新潟らしいとなるともう少し分かりやすいというか、大目標があった方が良いと思います。それによって、もしかすると「田園政令都市」という言葉が入るのかもしれませんが。その前に、都市景観形成基本計画のキャッチコピーというのは「四季映える水辺のまち・にいがた」ということで、水辺に注目をして計画されたと思うのですけれども、今回の景観計画もそれに沿ったものにするのか、もう少し変えたものにするのか、そこを聞かせていただきたいと思います。

小磯会長

ありがとうございます。ご意見として聞いておいてもらって良いですね。新潟らしいというか、もっと大きな目標をここに掲げた方が良いのではないかというご意見ですね。

渡邊（美）委員

考え方も、前回に沿った「四季映える水辺のまち」に沿うのか、それとも別個のものを考えているのか。

小磯会長

そこら辺の整理ですね。先ほど出ていた田園型という解釈も、人によってかなり色々あるので、これらもあとで整理していかないといけないと思います。田園型の中に水辺が入る場合もあります。新宿のような大都会に対して、新潟というのはあくまでも緑や水を大事する田園型であると、これは新潟市中心部もひっくり返して田園型と言うべきだとか、色々な意見があると思いますので、ここら辺も整理していただければと思います。

富田委員

5ページの田園型政令市というのは、これだけが前の三つに比べると突出した感じがします。それを3ページの、少し具体的になって申しわけないのですけれども、「景観形成にあたっての基本姿勢」の中にその文章を入れてしまって、「これまでであった新潟市都市景観形成基本計画を踏まえ」その次に、「新しく生まれる」とか、「田園型政令市にふさわしい景観を」という部分、5ページの の文章をここに入れて、景観形成にあたっての基本姿勢にする。4ページから続く基本目標は、で押さえてしまって、そこに、先ほどお話がありました「誇れる」ということが入ってくると、またさらに抽象的になって、「誇れる」というのは何をもって誇るのかということなるかだと思いますので、私は、基本目標は三つで良いのではないかと考えます。

小磯会長

今のご意見は、三つで良いのではないかというご意見ですが、それも聞いておいてください。

他にございますか。

高橋委員

「基本方針」の上から5番目に、「緑を積極的に創出する」とありますが、不自然な建造物であっても、緑が多いと中和してくれるということで非常に結構だと思うのですが、例えば広葉樹を植えたりしますと、冬枯れで落ち葉がかなり散ることも予想されて、それが朽ちてしまうと、かえって美観を損ねたりするようなこともありますので、市民の意識として、落ち葉が来てもそれを嫌うのではなくて、積極的にそれを活用するというか、リサイクルということもありますが、市民の意識を変えた上で緑を積極的に育て、落ち葉なども積極的に自分たちで整理し、市との協力でそれをリサイクルに戻すとか、市民の意識などを考慮して、具体的な施策をお持ちなのかどうか、その辺は如何でしょうか。

小磯会長

只今のご質問に関して如何ですか。

事務局

景観のことで言いますと、市民の責務ですとか、役割ということをしかりと明記して市民への啓発を続けていきたいと考えております。落ち葉などというのは、景観よりまた以前の根本的な部分にも関わってくるところもあると思いますので、様々な機会を通じて皆様のご協力をいただけるように、努力してまいりたいと考えております。

小磯会長

他にございますか。

羽賀委員

羽賀です。田園型政令都市を田舎の人や街の人、色々な人に聞いてみたのです。そうしますと、大概の人が非常に分かりにくいというのです。だから、もっと市民に分かりやすいような、田園型政令都市というものも、もっと具体的に説明するような妙案というのではないのでしょうか。私は写真家で、岩室や分水などで蒲原の写真を撮っているのですが、蒲原の農家の人に「田園型政令指定都市新潟になるんだ」と言っても、全然ピンとこないというのです。そこら辺も、本当に田園型の政令都市になるのであれば、新潟市と田園というものが離れたような感じがするのです。ヨーロッパなどに行きますと、伝統も歴史も違いますが、中世の頃から街と田園が一体化しているのです。そういうこともよく考えて、田園政令都市ということを考えないと、何かちぐはぐになって、街なのか田園なのか、どちら

か分からないような形になっているのです。そういうことを言う人が非常に多いものですから、田園型政令都市というものをもっと分かりやすく、具体的に、説得力のあるタイトルをお考えになったらどうかという気もします。

中野委員

私の捉え方なのですが、田園型政令都市というのは、他の県にないという形で捉えた時に、たつぷりと豊かな信濃川の流れとか、日本一おいしい米のとれるたつぷりした米の実った風景とか、先ほど事務局がおっしゃった、それが周りにあって、それで支えられた新潟市という形で、少し大きい感じで捉えられていたら、田園型というのはとても良いなと思うのですが、そんなに良いものをどんどんPRできるようなこと、分かってもらえるようなことを推し進める方がずっと良いような気がして、やはりよその県には田園なんていうのは使わなくても、新潟はピッタリくるようなPRの仕方をどんどんやっていけば良いのではないかと考えています。

羽賀委員

私の言っていることが完全に通じなかったのは、説明不足だったと思いますので、反省しておりますけれども、他のところがないと今おっしゃいましたけれども、他でも探せばいくらでもあると思うのです。私は全国をカメラを持って飛び回っておりますので、新潟に負けないような所もいっぱいあります。私が言っているのは、もっと田園と都市が調和することです。もう少し調和して、これは景観の審議会ですから、景観として、お米がおいしくて、良い水が流れていて良いなということも大事ですが、景観として調和ができなければ、この委員会は無いも同じだと思います。ですから、調和ということに対して、もう少し具体的に進めていけないといけないという気がするのです。具体的に進めていくというお考えはありますでしょうか。何か漠然としているのです。

私は写真を撮りながら、街と田園の間を行ったり来たりしながらいつも考えていることは、そういうことなのです。そして、色々な人に聞いてみてもピンとこないというのです。「なんだこれは」と。「難しすぎる」とか「何のことだろう」と言いますから、景観というのは市民の中に根付かないと、やはり市民からの協力、理解も得られないのではないかという気がするのです。少し抽象的で、具体的ではなかったかもしれませんが、そのようなことを感じました。

小磯会長

今、中野委員も羽賀委員も、田園型ということのポイントとして扱うということは良いけれども、羽賀委員は田園型ということに対する具体的な説得力が欲しいということですね。

羽賀委員

そうです。

小磯会長

そこら辺をよろしくお願いします。

大熊委員

最近、市がよく使っている、信濃川の河口から弥彦までが見える写真がありますね。あれはそういうことをイメージをさせる一つの写真だと思うのです。ああいうものをもっと積極的に、他でもたくさん使っているけれども、こういうところでも挙げていけば理解しやすくなるのではないかと、あれば本当に良い写真だと思います。

小磯会長

他にございますか。

渡邊（美）委員

渡邊です。「基本目標」に自然と歴史と個性が書かれているのですけれども、それぞれ、まもり、そだてる場所がどこであるかという整理はされているのでしょうか。それがないと、多分、次に特別区域を考える時も、次にどこが重要であるかが分からないと思います。

「基本方針」の中で六つの視点があるのですけれども、基本目標に沿って視点を書かれていると思うのですが、その中で、自然系が多くて、歴史が感じられる景観、つまり歴史的なことや個性ある景観、地域らしさといった視点がこの方針にはないのではないかと思います。

その視点を、次の特別区域の基本方針に持っていくと、二葉町1丁目は大体合うのではないかと思います。信濃川の河川区域になると、眺望と時間的変化の視点が入っていないのではないかと思います。3点をご質問させていただきます。

小磯会長

只今の渡邊委員のご質問に関してお願いします。

事務局

「基本目標」に整理いたしましたメニューというものは、調査で色々な箇所をしっかりとデータとして持っておりまして、今後これに合わせて急ぐものから、すぐにやらなければいけないというところから順次、特別な必要のあるところの地区、「特別区域」という形で必要な所は定めていきたいと考えております。

「基本方針」の方ですが、私もお指摘を受けてハッとしたのですが、確かに鋭い指摘でございまして、目標との繋がりというものを、再度、深掘していかないと、おっしゃるとおり、物足りないところもあるように感じております。

小磯会長

他にございますか。

それでは、3番目の「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」について、ご質問、ご意見をお願いします。

大熊委員

届出対象行為の中で、1,000㎡を超える建物というのがあるのですが、例えばゴルフ場のゲージのようなものは対象になるのですか。いつも気になっているのは、佐潟の弥彦を隠しているゴルフゲージなのですが、あれが将来建て替えの時に、これできちんと対象になるのかどうか。

事務局

委員が言われるのは、ゴルフネットの緑色とか、高いところにネットがぶら下がっているような打ちっ放しのところをおっしゃっているのでしょうか。

大熊委員

そうです。

事務局

これにつきましては、延べ床面積という、打つ場所の所が建物になりますと、それが1,000㎡を超えると該当しますが、ネットの部分だけですと建物に該当しませんが、ただ、高さ15mを超える支柱になりますと該当することになります。

大熊委員

大丈夫ですか。分かりました。

小磯会長

ネットは対象外だけれども、支柱が15m以上だと該当するということですね。

大熊委員

是非、対象にしていきたいと思っています。

続いて、この中だと「建築物や工作物」となっているのですが、例えば地形の変更ということで、すでに行われている所もあるわけですが、砂丘を全部取っ払ってしまうとか、今ある山を削ってしまうとか、今、樹木の問題が出ていますけれども、ある一定規模の樹木を切ってしまうとか、伐採とか地形を変えてしまうとか、そういったことはこの対象にならないのかどうか。色々あって入れにくいということがあればそれも分かりますけれども、地形の変更というのは重要な項目なのではないかと考えます。角田、弥彦を削ってしまうということはある得ないだろうけれども、昔だったらやりかねなかったですね。

小磯会長

「土地の形質の変更」のところ、今、分かっていることがありましたらお願いします。

事務局

まず、土地の形質の変更ですけれども、これは新潟の丘陵の部分でいくつか見られるのですが、そういった所につきましては、今、新潟市で里山の保全について別の条例等を検討しているみたいですので、そういったところでやるとか、今、非常に景観で難しいのが、景観で全て縛るのか、或いは他のところでやるのかというところで、連携を取らなければならないということとして、基本的には今ある良好な景観という形を指定してそこを規制するのか、或いは区域を設けて規制するのか、全てを規制するのかというそこら辺も整理しながらでない、今、対応しにくいということが現状でして、委員のおっしゃることについては、これから関係のところと当たって、対応を協議させていただくことになると思います。

大熊委員

昔は、角田のところも土砂を削って取っていたところがありましたよね。ああいうのが今後起こり得るかもしれないから、そういう意味で、角田も特別指定にしようということもあるのかと考えますけれども、分かりました。その辺はよろしくご検討をお願いします。

羽賀委員

今、大熊先生がおっしゃいましたけれども、角田山に私はよく写真を撮りに行くのですが、確かに今でもダンプカーが入って、そこら辺を削っているの知りませんが、土を運んでいるのです。一昨年、上堰瀉（うわぜきがた）があるのですが、とてもきれいで、桜も咲きますし、あそこにとても良い松の木が1本あったのですが、それが写真のポイントになっていて、しょっちゅう撮っていたのです。今年行ったらその松の木が無くなっているのです。やはりきめ細やかにパトロールをしないと、景観というのは次々に破壊されていくと思います。破壊する人は自分勝手に、都合の良いようにやりますから、景観なんて考えませんから、そういうことを角田の上堰瀉で感じました。ですから、もっと細かく見て回るといこと、今度、新潟市になったのですから。

先ほども言いましたけれども、蒲原の岩室のお百姓さんに「ここも新潟市になったんだ」と言ってもピンとこないというのです。「そうかい」と、そんなものですから、農家の人たちにも「あなたたちも新潟市民になったんだよ」という、新潟市民として色々と教えてあげるのも大事なのではないでしょうか。そう思います。

山崎委員

届出対象行為に、とあるわけですが、例えば道路計画、鉄道、それにまつわる鉄橋、跨線橋というのはかなり巨大な構造物になって出てくるわけですが、その辺で、この中に取り込むような考えはお持ちではないですか。

小磯会長

今の山崎委員の質問に対してお願いします。

事務局

鉄道は少し難しいですけども、道路とか公園等につきましては、景観重要公共施設という位置付け、後で出てきておりますが、そこで関係の部署と協議をしまして、景観重要公共施設という位置付けで両者が合意しますと、合意の条件に従って、エリアの公共施設として指定された部分につきましては、協議に沿った景観形成となるような施工をしましょうということができるようになっております。ですから、そのような場合に、一方的に市がこうしますとは言えませんが、関係部署とそういう対応は可能になっております。

山崎委員

了解しました。

小磯会長

他にございますか。

伊藤委員

伊藤です。今の関連なのですが、届出対象行為ということで、なのでですけども、先ほどこから話に出ているような、いつの間にか角田が削られていたりということを防ぐ意味でも、これは届出の対象であって、直ちにこれと規制が被ってくるということではないと思いますので、とりあえず「建築物の建築や工作物の建設を目的とした」というのは取っ払ってしまっても良いのではないかという気はしているのですが、その上で、届け出たものについて、どう規制するかということを経段階に考えるということではどうかと思っています。

事務局

今ほどもお話をさせていただきましたように、里山の保全など他の条例等との調整を行った上で、そういうことがこちらで全部謳い込めれば、そのような考えも検討してまいりたいと思います。

小磯会長

他にございますか。

大熊委員

少し元に戻るようなことになるのかもしれませんが、今回、田園型政令指定都市ということで、その辺が前面に出されてくることになるのと、今の二葉町と信濃川沿岸だけが特別区域になっているのだと、弱いのかという感じがするのです。今、羽賀委員が話している思い出したんですけども、巻の福井地区なんていうのは良い景観ですよ。古い家があって、町並も含めて、昔の街道筋ですし、あの辺の所を特別地区くらいに指定して、田園にも配慮しているという姿勢を示して欲しい。時間が掛かるかもしれませんが、田園型と

いうことを強く謳っていく時にはそういうことも必要なのかと、里山の保全ということも含めて、田園型と謳った時にはその辺が非常に重要なところで、地形の変更だとか樹木の伐採といったようなことも、視野に入れておいた方が良いのではないかと、田園型を特に言う場合にです。

もう一つ、例えば保存樹というのはたくさんありますよね。ああいうのを切る時にはどこかに届出が必要なのですか。

事務局

記念樹というのでしょうか、新潟市は保存樹という制度があります。保存樹につきましては助成が出ておりまして、管理など具体的な規定が決められております。それと関連するものとしまして、国の重要文化財、つまり特別天然記念物など国の指定するものにつきましては、今回はそちらに委ねるということで、あとで出てきますけれども、景観重要樹木という指定はできません。ただ、新潟市とか新潟県が、文化財或いは天然記念物と指定している樹木につきましては、やはり管理などにつきましては規定がございますので、簡単には切れないということになっております。

大熊委員

他の色々な条例なり規制なりとの関連性のようなものが、やはりこれを読んだら、付録でも何でも良いのですけれども、こういうところはやられていますといったようなことの補足説明があると、景観計画を読んだ時に、そちらの方で決められているのだから、これは無いのだといったようなことが分かるので、その辺まで分かりやすいものを作っただけとありがたいと思います。

小磯会長

例えば屋外広告物の場合、屋外広告物条例がありますよね、そういうものが有ったら、他の項目でも、こういうものと関連しているという補足説明ですね、そういうことがありましたらよろしくをお願いします。

他にございますか。

大熊委員

9 ページで、信濃川下流両岸地区という話があるのですけれども、これは別に日照権のようなことで、別の法律か条令で高さの制限というのは有るのですか、新潟の場合は無いのですか。

事務局

建築基準法によるものはありますけれども、例えば日影にしたらダメとか、そういう形で絶対その高さにはしてはいけないということは、今のところありません。

大熊委員

これは景観と直接関係無いのかどうかなのですけれども、高い建物が建つと風が強くなるわけです。他の規制などで風に対する制限というのはあるのですか。

事務局

風による規制や制限というのは設けてないです。ですから、住民への説明につきましては、莫大なお金で風洞実験等のシュミレーションをやりまして説明するとか、或いはコンピュータによるシュミレーションといったようなものでやって説明するだけで、これは条例とか法でどうしなさいという規定はございません。

大熊委員

かなり高い建物が、先ほどの壁にならないように作ろうといったような問題も含めて、あれは壁になってしまうと風の行き場が無くなって、ある所に集中していくとか色々な問題が出てくると思うので、高い建物の場合はやはり風をどう考えるのか、風がある一定以上の風速になるようだったら止めさせるとか、そういったものが別途必要なのではないかという気はしているのです。即それが景観と合うのか、合わないのか頭の中で整理ができないのですけれども、どこか景観とも繋がりそうな気もするのです。是非、風の問題にもご配慮いただきたいと思っております。まちづくりという意味では重要だと思います。

小磯会長

風に関する意見が出ました。

時間の関係も有るので、次に進みたいと思います。4「景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針」について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

山崎委員

山崎です。私は文化財の方をけっこうやっていますので、確認のための質問なのですが、(1)の景観重要建造物ということについて、ここでは新しいものも古いものも全部含めて取り扱っているのだらうと思いますが、文化財保護法で登録文化財という制度が有りまして、今、国の登録文化財が新潟市で100に近づこうとしているくらいあります。多分、一つの市町村で、そのくらい登録文化財を持っているというのは、全国でもそう無いはずですが、如何でしょうか。

事務局

文化財保護法の指定のものと、今回の景観法の指定についてですけれども、基本的には景観法の重要樹木の指定につきましては対象外になります。というのは、文化財保護法は景観法より厳しい、例えば現状変更の規制などがございますので適用対象外です。ただ、県とか

市が、県の文化財保護条例などに基づいて指定したものについては一応対象になります。

小磯会長

他にございましたらお願いします。

それでは、5番目の「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」について、先ほど高橋委員から色の問題が出ましたが、補足か追加することがありましたらお願いします。

高橋委員

例えばJRの色をどのようにして決めたかということが、割りと参考になるようなことがいっぱいあるわけです。この前の話し合いに出されておりました新潟のブルーのカラーというものは、JR西日本がやっていますよね。あれは歴史或いは文化というものを非常に大事にしたり、海とか湖の色ということです。北海道は真っ白な冬の世界から、一斉に春に芽吹く淡い緑色を表しているということがありますので、新潟の場合も、この前、地域風土ということをお大事にした景観ということをお、広告物を含めて、JRの場合、東日本はグリーンですが、先ほどの田園都市ということをお考えて、果たして青で良いのか、或いはグリーンがふさわしいのか、雪国ということで、先般、非常に話し合われましたが、もう少し広い立場で、田園都市ということをおいつも念頭に置いた場合にどのようにしたら良いのかと思います。

先ほども言いましたが、子どもの視線で考える必要があるのではないかとということもあります。早急に取り組むよりも、色々な人たちの意見などを聞いてみた上で、策定することが必要ではないかと思ひます。

富田委員

富田です。先回の委員会で羽賀委員や加藤委員から、駅前がブルーになったら違った面でお問題点があるというご指摘が有りまして、特に羽賀委員からは、青という色も彩度を広げて考えると、色々な色も含まれてくるというお話が有りましてので、この間、万代の横断歩道の上からと、五差路の上から見てみましたら、確かにあの辺一帯がブルーに変わっているのです。特にナショナルが赤だったのがブルーになっていますし、1か所、新しくできましたUFJ銀行の看板が赤ですけども、あの赤が非常に効果的に生きているのです。ですから、あまりにも強い規制がありますと、確かに規制したおかげで逆に個性が無くなってしまふということも有りますので、幅広い受け止め方で、指導をされる時に範囲を容認しながら、承認していくことがこれから大事かということをお考えました。

先ほど高橋委員からお話がありましたけれども、緑がみんな枯れて、葉っぱが落ちてしまふて、枝だけになった時のことなどを考えますと、確かに寒々しい感じが強すぎるということも有りますので、そういう点では、ある程度、規制を容認しながらいく必要もあるとい

う感じがします。今ほどお話があった、高橋委員の子どもへの色の配慮というのは確かに必要かもしれませんけれども、これは子どもの色彩感覚というものを考える時に、子どもを取り巻く色彩感覚で大きく影響を受けるのは、テレビとか本とか玩具などの色から子どもたちは色々な色に染まりながら、やがて自分の好きな色、自分の住んでいる地域の色などを意識していくものですから、この景観審議会で子どもの色まで考えることは、必要ないのではないかとこのことを考えました。

高松委員

高松でございます。今のお話に関係するのですけれども、子どもの見る目というのはとても大事だと思うのですけれども、景観ということなので、逆に田園都市ということ謳うわけですから、自然というものの中でどう見えるかというところを考えて、赤が良いとか青が良いとかということではなくて、自然を活かすといった時に、その自然が生きる色の使い方、看板が目立つということではなくて、私はどちらかという、自然よりも目立たせない方が環境としては美しいのではないかと常々思っているのですが、子どもたちにも主観的な色ではなくて、景観の美しい色使いというのは、どういうものを学んでいただくというか、教えていく、教育していくということの方向で、子どもさんを考えていった方が良いのではないかと考えております。

小島委員

小島です。先回も申し上げたのですけれども、少し前に、田園のど真ん中の新通地区で建物の団地を造る時に、プロにその地域のテーマカラー、1年間そこに入っていて、風土色というものを出していただいたことがあります。これを見ますと、青とかブルーとかでは決してなくて、ベースカラーがあって、サブベースがあって、フレームがあって、ポイントのカラーというのがあって、どれを使っても良いのだけれども、一番多い面積はベースを使いましょうと、ポイントはここからこれを使いましょうと、イベントの時は少し派手な色を使いましょうといったことで、大きな建物団地を造ったことがあります。

その経過を見ておきますと、それぞれに建物や造り方は変わっているのですけれども、なぜかどこかに共通項のある街ができつつあります。是非、政令指定都市になった時に田園型ということ意識して、他とは全然違う、これだけ自給率も高くて、田園が多いのは新潟がダントツで、桁違いの政令指定都市なので、そこが出す都市景観計画はこのような風土色で私どもはやりますという、一色では決してない、かなり自由なものだけれども、ベースを決めるといふ決め方をされると、大分良いのではないかという気がしております。それを広告や全てに伸ばしていくと、今後、いわゆる調和というのが、自ずと取れてくるのではないかと思います。

先ほどから、田園型というのはとても気になっておりまして、やはり大熊委員がおっしゃるとおり、特別区に田園を入れるべきだろうと思います。街よりもむしろ田園を、自然ではなくて、それを生業（なりわい）にしている人たちが、田園そのものが特別区だといった時に、掛けるビニールシートの色一つでも変われば、大分美しく変わってくるのではないかと思います。「新潟市なんだって」、「えっ」と言っている方たちが、自分たちも景観づくりの一員だという根っこ起こしのところからも、是非、風土色という色の問題は真剣に取り組まれると、ここまで徹底した、他はまだ、京都辺りはやっているのですけれども、あまりやっているところがないと思うので、自然の中で新潟市が考えた色というものを是非、頑張りたいと思います。

小磯会長

ありがとうございます。

他にご意見ございますか。

大熊委員

今の色の話は私も大賛成ですので、その辺はご検討いただけたらと思います。

広告のところでもいつも気になるのは、今日、国土交通省の委員がいないのですけれども、国土交通省が出す広告がけっこう問題なのです。やすらぎ堤にある電光盤もかなり問題だと思いますし、信濃川の水門のかもめの絵も問題だと思います。公共的に作られるものはどのように対象になるのか、是非、国土交通省の委員もここにいていただきたかったと思うのですけれども、その辺はどのようにしていけばうまく規制できるのでしょうか。

小磯会長

今、大熊委員から出ましたけれども、対象外の小さな広告なのですけれども、しかし、公共の道路にあるのは、確かに非常に目障りなものも出てきます。そこら辺の考え方は、何か事務局でございますか。

事務局

公共施設はむしろ景観をリードしていく、先導していくべき役割を果たさなければいけないと思っておりますので、公共事業が国、県、もちろん市もそうですけれども、毎年どのようなことをやりますかということをお我々から投げかけ、回答をいただいて、必要だと思ふものについてはこちらから働きかけ、景観アドバイザーにかけてご相談していただけませんかということをやっております。具体的には、榎谷小路の歩道をどうするかという整備について、色などを検討させていただいておりますので、そういった働きかけを重ねて、いわゆる公共広告といえますか、公共物の色も、おっしゃるように違うのではないかとということも感じておりますので、さらに積極的に働きかけていきたいと思っております。

大熊委員

正直申し上げて、萬代橋のところに、「信濃川」、「国土交通省」という大きな看板が前あったのです。あれは今、無くなったようなのですけれども、ああいう看板ひとつとっても、もっと市の方から国なり県なりに意見を言うか、或いはこの審議会からそういう意見が出たぞということ伝えて欲しいと思うのです。色々な看板に問題がたくさんあると思います。

小磯会長

ありがとうございました。私から意見を言うのも変ですけれども、確かに規制対象外の小さな広告物というのは、非常に大きな問題を含んでいると思います。今、ここでは色彩等に関して、これから検討していく上で、規制もかなり強くなってくる可能性もありますけれども、反面、ここにも広告業界の代表の方がいます。そういったところのセンスですが、屋外広告の審査などを行っている、非常に良いセンスがあるのです。それぞれの地域の広告業者の中にはデザイナーがいます。そういったところの連携を公的な機関でも行えば、色彩的にも落ち着いた良いものが出る可能性があるわけです。予算がないからということで一蹴されるとダメなのでしょうけれども、お互いに規制を掛ける代わりに、協力を求めるといった考え方も良いのではないかと思います。

もう一つ、6番目の「景観重要公共施設の整備に関する事項」というのがあります。これについて質問、ご意見がございましたらお願いします。

無ければ、総体的に何か、ここで意見を言っておきたいという項目がありましたらお願いします。

それでは、他に無いようですので、これで議事を終わらせていただきます。本日の意見或いは提言は、景観計画の策定にこれから活かしていただきたいと思います。今日は、このご意見を策定に活かすという目的で議事を行いました。その他、何かございましたらお願いします。

山崎委員

「景観計画策定スケジュール」について説明をいただきたいと思います。

小磯会長

資料のスケジュールについて、簡単に説明して欲しいというご意見です。

事務局

それでは、「景観計画策定スケジュール」について説明させていただきます。今日、7月27日に第13回の都市景観審議会におきまして、景観計画の方向性について皆さまからご意見をいただきました。この後、ご意見を反映したものをパブリックコメントで市民から意見をいただく形になります。景観審議会としましては、事務局でパブリックコメント等の意見

をいただいたものを整理・調整いたしまして、10月に次回開催を考えております。

その間に、広告物につきましても、9月に屋外広告物審議会を開きまして、その意見等を併せ、次回の景観審議会に諮らせていただきたいと考えております。その後、次回の都市景観審議会にはある程度具体的な案をお示しすることになると思いますけれども、その意見を踏まえまして、11月に都市計画審議会の意見をいただくという形で詰めてまいりまして、それでまた修正を加えまして、来年1月、答申のための景観審議会を開くという形で考えております。都市景観審議会としましては、10月と来年1月という形で、来年1月の都市景観審議会でご意見等をいただきまして、答申という形を取りまして、議会で説明し、来年度の条例施行と併せまして、動けるような形にしたいと考えています。

小磯会長

それでは、他にないようでしたら、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

高井街づくり推進課長補佐

委員の皆さま、ありがとうございました。

本日、委員の皆さまからいただきました意見を基に、景観計画における行為の制限等、具体的な事項の作業に移らせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

以 上